

福井国見岳における風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書に対する福井県知事意見

本事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりです。

福井国見岳における風力発電事業（仮称）の対象事業実施区域およびその周辺は、全国的に重要な渡りの経路となっている丹生山地の北部に位置し、多様な鳥類の大規模な渡りが確認されるとともに、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの営巣、繁殖が複数確認されている自然環境が豊かな地域である。

本事業計画は、こうした地域において、バードストライクによる影響が課題となっている風力発電機を 9 基（隣接する他事業者の風力発電機を含めると合計 21 基）設置するとしている。また、近年、短時間記録的大雨情報発表が全国的に頻発し、土砂の流出や土砂災害が懸念される大規模な盛土を斜面安定工と呼称し、対象事業実施区域内の谷部 2 か所において実施するとしている。

こうした地域特性および事業特性を踏まえ、以下の事項に十分配慮し、可能な限り環境への影響を回避・低減するよう事業計画等を更に精査した上で、事業を適切に実施する必要がある。

さらに、バードストライクの影響については、長期的な調査を行い、その知見を集積、公開し、環境に配慮した風力発電事業の導入の促進に資するよう取り組むことが重要である。

Ⅰ 事業計画

1 切土、盛土その他の土地の造成

谷部に計画されている約 15 万立方メートルに及ぶ盛土の範囲および規模を低減するため、風力発電機 No.5 以西の既存作業道の更なる活用など、風力発電機ヤードおよび新設道路に係る造成計画を見直すこと。

造成計画の見直しの検討に当たっては、希少猛禽類の営巣中心域や希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は回避または極力縮小すること。

特に、当該盛土については、対象事業実施区域外への搬出を除外せずに、各環境要素に対する影響を含めて総合的に比較検証すること。なお、当該区域内の盛土については、その目的、規模など妥当性を精査すること。

加えて、当該区域内に大規模な盛土が残存する場合には、土砂災害等の防止に万全を期すこと。

2 風力発電機の位置

尾根部に配置する風力発電機の中心は、クマタカの営巣中心域に位置しないよう検討されている。しかしながら、準備書における営巣中心域は、幼鳥の飛翔を調査できないまま設定していることから、配慮が十分であるとは必ずしも言えない。

このため、当該つがいの営巣中心域にブレード回転域の一部が重複する風力発電機 No. 5～8については、営巣場所からの離隔が確保されるよう位置を再検討すること。

また、クマタカのブレード、タワー等への接近・接触の影響の予測・評価については、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和5年3月）を参照し、必要に応じて、風力発電機の位置を見直すこと。

3 累積的な影響

対象事業実施区域およびその周辺において、他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業との累積的な環境影響が生じるおそれがある。

このため、事業計画や環境影響評価の結果について、事業者間での積極的な情報共有を行い、次のとおり措置を講じること。

(1) 騒音および振動

工事用資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減するため、他事業者と工事関係車両の走行ルート、工事の工程や内容について情報共有し、工事時期の調整などの措置を講じること。

(2) 渡り鳥

渡り鳥への影響を低減するため、他事業者および当該地域の鳥類に関する知見を有する専門家等で構成する検討会を設置し、稼働制限や事後調査等を他事業者と共同して実施すること。

その実施状況については、県等の関係機関に報告すること。また、これらの結果はできる限り公開し、透明性を確保すること。

II 個別事項

1 水環境

濁水が河川等に流出しないよう、新設道路等の関連施設を含めた集水排水対策を検討し、工事中および供用後の集水排水管理を徹底すること。

沈砂池については、定期的に排出先の状況の確認を行うとともに、適切な管理を行うこと。
また、残土を仮置きする場合には、仮置場からの濁水の流出についても考慮すること。

2 動物・植物・生態系

(1) コウモリ類

コテングコウモリなど重要な種については、事後調査を適切に行い、バットストライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

(2) 渡り鳥

サシバやハチクマをはじめ多様な鳥類の大規模な渡りが確認され、渡り鳥のバードストライクが予測されていることから、専門家（当該地域の知見を有する者を含む複数名とすること、以下、鳥類に係る聴取に同じ。）の意見を踏まえ、主要な渡りの時期、時間帯に稼働制限を行い、渡り鳥への影響を回避または極力低減すること。

なお、稼働制限の期間等を調整する場合には、供用後の調査に基づき、専門家の意見またはⅠの3の(2)により設置した検討会の検討結果を踏まえること。

(3) 希少猛禽類

対象事業実施区域の近傍に生息しているクマタカおよびハヤブサについては、工事の実施に伴う影響をできる限り低減するため、専門家の意見を踏まえ、営巣期の工事を避けるなど適切な措置を講じること。

特に、改変区域近傍に生息しているクマタカについては、工事着手前から繁殖等の状況について調査を行い、工事前および工事中の調査結果に応じ、工事の一時中止等、必要な措置を講じること。

(4) 植物相

改変区域内で生育が確認されているアケボノシュスランについては、風力発電機ヤードおよび取付道路等の位置、規模、構造等の詳細設計に当たって、生育地を可能な限り回避すること。

また、代償措置として移植する場合には、生育数が減少しないよう、個別の種の生育状況を十分把握するとともに、類似事例を収集した上で、専門家の意見を踏まえ、適切に行うこと。

(5) 生態系

法面の緑化に当たっては、在来種を基本とし、現地の植物相に近い種を採用すること。

また、工事に伴い外来種の持ち込みをできる限り低減できるよう、工事関係車両のタイヤの洗浄など、適切な措置を講じること。

3 景観

景観との調和が図られるよう風力発電機の色彩を検討すること。また、他事業者の風力発電機との明度・色彩の統一に努めること。

4 事後調査

事後調査について、調査方法および調査結果の評価ならびに追加の環境保全措置の検討に当たっては、専門家の意見を踏まえること。

また、以下のことに十分配慮するとともに、事後調査および追加の環境保全措置の実施状況については、その検討の経緯を含めて、県等の関係機関に報告すること。

(1) バードストライクに関する調査

死骸の持ち去り率や調査員の見落とし率等、調査の精度をあらかじめ確認した上で、十分な頻度、監視体制で行うこと。また、調査員等が、目視で確認できる範囲は限られることから、監視カメラやセンサーなどの併用を検討すること。

また、クマタカやコウノトリなど希少な鳥類のバードストライクが確認された場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じること。

なお、これらの結果は、今後の風力発電事業の環境保全対策に有効に活用されるよう、公開に努めること。

(2) クマタカの生息状況調査

工事中および供用後の調査に当たっては、尾根部の利用状況を適切に把握すること。

特に、改変区域近傍に生息しているクマタカについては、幼鳥の飛翔状況を確認し、必要に応じて、追加的な措置を講じること。

なお、生息状況調査に当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えないよう、適切に行うこと。

Ⅲ 評価書の作成

1 評価書の作成

(1) 検討の経緯等の記載

評価書の作成段階における事業計画の見直しについては、検討経緯およびその結果等を評価書に記載すること。特に、次のⅠおよびⅡの指摘事項については、遺漏のないようにすること。

- ① Ⅰの1および2の検討の経緯と結果
- ② Ⅰの3の措置を講じること
- ③ Ⅱの1の検討の経緯と措置を講じること
- ④ Ⅱの2の(2)および(3)の調査および措置を講じること

(2) 分かりやすい記載

評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるよう、その前提条件を根拠とともに明記し、具体的な数字や出典等を記載するなど分かりやすい図書となるよう努めること。

2 評価書の公開

事業計画や環境保全措置の内容について、工事中または供用後に地域住民等が確認できるよう、環境影響評価法で定める縦覧期間経過後も評価書を公開すること。

3 関係機関との調整および住民等への説明

事業計画の見直し等に当たっては、関係機関等と十分な協議、調整を行い、地域住民等に対し十分な説明を行うこと。

4 新たな事実への対応

工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じること。